

# 輸入貨物のEPA利用のステップ

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. 特恵税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入面での原産地手続(※)

(1) 申告に必要な書類(原産地証明書又は原産品申告書等)を整える

(2) 上記原産地証明書等により輸入申告時に特恵税率を適用

6. 日本税関からの検証に対応